

非常変災その他緊迫事態における 非常措置要領

各県立学校は、非常変災およびその他緊迫事態における児童・生徒等の安全の確保のため、下記の事項に基づき適切な配慮に努めるとともに非常措置をとることとする。

記

1 情報の収集について

(1) 気象状況等によって、災害の発生が予想される場合には気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意すること。

ア 県内全域または県内の特定の地域に「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発令された際には、児童・生徒等（以下「生徒」という。）の登下校または臨時休業にかかる措置を講じる必要があるため、逐次、正確な情報の把握に努めること。

イ その他の特別警報（大雪等に関するもの）および警報（大雨、洪水、大雪等に関するもの）が発令された際には、学校所在地域によっては、アと同等またはアに準じる措置を講じる必要があることから、地域の公共機関（市町の防災担当課、警察署、消防署等）とも連絡をとり、周辺地域の状況の把握に努めること。

(2) 交通機関のストライキ等が予想される場合には、報道に注意するとともに、関係交通機関と連絡をとり、運行状況の把握に努めること。

2 必要な措置の決定について

(1) 校長は、非常変災時における生徒の安全の確保のため、状況により次の措置を講じるものとする。

ア 「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」の発令時における措置

始業時刻の繰下げおよび自宅待機（生徒の登校以前）

午前7時においてなお警報が発令中の場合は始業時刻を繰り下げ、生徒は自宅待機とし、警報が解除され次第登校させることとする。ただし、定時制の課程（夜間部）および特別支援学校を除く。

臨時休業（生徒の登校以前）

午前10時においてなお警報が発令中の場合は臨時休業とする。ただし、定時制の課程（夜間部）にあつては午後3時において、特別支援学校にあつては原則午前7時において、なお警報が発令中の場合は臨時休業とする。

終業時刻の繰上げ（生徒の登校以後）

警報の発令前であっても、気象情報に応じて教育活動を停止せざるを得ないと校長が判断した場合は、生徒の安全確保を最優先とし、適切な措置を講じること。その際、生徒の通学距離、時間、通学路の諸状況を十分勘案すること。

イ 「大雨、暴風以外の特別警報」の発令時における措置

学校所在地域において「大雨、暴風以外の特別警報」が発令された場合は、生徒の登校以前においてはアと同様の措置とする。生徒の登校以後にあつては、終業時刻を繰上げ、速やかに生徒を安全な場所に避難させるなど、安全確保を最優先とした指示を行うこと。

学校が臨時休業とした場合には、課業日を設けるなど、後日補充の措置を講じること。

ウ その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発令時における措置

学校所在地域や生徒の通学経路等において災害の発生が予想される場合は、始業時刻の繰下げや終業時刻の繰上げ、あるいは臨時休業等の適切な措置を講じて、生徒の安全の確保を図ること。

学校が臨時休業とした場合には、課業日を設けるなど、後日補充の措置を講じること。

エ 特別警報およびその他各種の警報が発令された場合は、生徒自らが災害発生時における居住地域や通学経路等の状況を把握し、災害に関する的確な判断ができるように各学校において平素から防災に関する指導に努めること。

オ 当日登校できなかった生徒については、事情を十分聴取のうえでやむを得ないと判断される場合は、当該生徒の「出席しなければならない日数」からその日数を除くこと。

カ 学校運営の実態、生徒への指示等に関する報告については、以下の3によること。ただし、2（1）ア の場合は、報告は不要とする。

（2）校長は交通機関の運行に支障が予想される場合（ストライキ等）、次の諸点に留意し、適切な措置を講じるものとする。

ア ストライキが実施されても、可能なかぎり正常な授業が行われるよう努めること。

イ 生徒の登下校時の安全確保等については、事前または当日に適切な指導を行うこと。また、異常時における生徒指導には、特に配慮すること。

ウ 生徒の通学実態等のため学校運営が不可能なときは、県教育委員会の承認を得て休業とするもやむを得ないが、この場合は振替え等により回復措置を講じること。

エ 学校運営の実態、生徒への指示等に関する報告については、以下の3によること。

3 県教育委員会への報告について

（1）前日の報告について

平常と異なる措置をとる場合は、前日の午後3時までに電話報告すること（様式1による。）。ただし、定時制の課程（夜間部）にあつては午後6時までとする。通信制の課程にあつては、実情に応じ報告すること。

（2）当日の報告について

平常と異なる措置をとった場合は、前日の報告の有無にかかわらず午前9時30分までに、電話報告すること。また、終業時刻の繰上げの場合は、決定次第とする（様式2による。）。ただし、定時制の課程（夜間部）は午後5時30分までとし、終業時刻の繰上げの場合は、随時、速やかに報告することとする。通信制の課程にあつては、実情に応じ報告すること。

（3）報告すべき事項

ア 学校名（本校・分校別）

イ 措置の状況

生徒の登校状況（％）

授業・休業の区別

授業の状況（始業時刻・終業時刻および実施授業時限数等）

その他

ウ 報告者氏名

（4）事後の措置について

臨時休業とした場合は、その補充措置の計画を含めて報告すること。ただし、「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」の発令時における臨時休業を除く（様式2による。）。

（5）報告先

県立高等学校にあつては県教育委員会事務局 学校教育課長あて、県立特別支援学校にあつては県教育委員会事務局 学校支援課長あてに報告すること。

なお、交通機関に突発事故が発生した場合等非常緊急時の措置については、速やかに電話報告をすること。

4 この要領は、平成25年9月27日から施行する。